

## 茨木市就学前施設PCR検査等費用助成金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大防止及び保育所等の安定的な事業実施のため保育所等を運営する事業者が従業者若しくは利用者に受検させるPCR検査又は抗原検査（行政機関が実施する検査を除く。以下「PCR検査等」という。）に要する経費に対して助成金を交付することにより、就学前施設に通う児童等が必要なサービスを継続的に受けることができるようにすることを目的とする。

### (助成対象者)

第2 助成の対象となるものは、次に掲げる施設（本市の区域内に存するものに限る。以下「就学前施設」という。）を運営するもののうち、令和3年2月15日以後に新型コロナウイルス感染症への感染が判明した従業者若しくは利用者（当該施設に属する者に限る。以下「陽性者」という。）又は新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある症状が発現した従業者若しくは利用者（当該施設に属する者に限る。以下「有症状者」という。）を有するものとする。

ただし、第3第1項第2号に規定する事業を実施する場合は、陽性者又は有症状者を有しない施設も助成の対象とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づく認可を受けた保育所
  - (2) 児童福祉法第34条の15第2項の規定に基づく認可を受けた家庭的保育事業等
  - (3) 児童福祉法第59条の2の規定に基づく届出を行った認可外保育施設
  - (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定に基づく認可を受けた幼保連携型認定こども園
  - (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定に基づく認可を受けた幼稚園
  - (6) 茨木市病児保育事業実施要綱（平成22年6月1日実施）に規定する、茨木市より事業実施を委託された病児保育施設
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものに対しては、助成金の交付を行わない。
- (1) 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号。次号において

- 「暴排条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団である場合
- (2) 代表者、役員又は従業者が暴排条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合
- (助成対象事業)

第3 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 次に掲げる者に対してPCR検査等を受検させる事業
- ア 事業者が検査を行う必要があると認めた有症状者
- イ 陽性者が属する就学前施設に属する従業者及び利用者
- ウ 就学前施設を運営する事業者の従業者及び利用者で陽性者と接触した者
- (2) 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について(令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)」の「4. <濃厚接触者の取扱い>」における、待機期間満了を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施するため、待機の解除に当たって行う検査等として、PCR検査等を受検させる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者が他の補助制度等により、助成対象事業に要する経費について補助等を受けている場合(補助等を受ける見込みがある場合を含む。)は助成金の交付は行わない。

(助成金額等)

第4 助成金額は、PCR検査等1件につき、助成対象者又は当該者の従業者若しくは利用者の保護者が支出した経費のうち、市長が適当と認めるものの合計額又は20,000円のいずれか少ない額とする。

2 この要綱による助成金の交付は、1助成対象者につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる件数を上限とする。ただし、対象となる就学前施設の従業者又は利用者が新型コロナウイルス感染症に感染したときは、当該施設に従事する従業者及び利用者的人数分のPCR検査等の件数を上限とする。

- (1) 従業者に対するPCR検査等 当該施設に従事する従業者数と30件のいずれか少ない件数
- (2) 利用者に対するPCR検査等 当該施設を利用する利用者数と50件のいずれか少ない件数

(助成金の交付申請)

第5 助成金の交付を受けようとするものは、茨木市就学前施設PCR検査等費用助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 助成対象経費計算書

(2) 領収書等費用の支払いの実績が確認できるもの  
(助成金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めたものについては予算の範囲内において助成金を決定し茨木市就学前施  
設PCR検査等費用助成金交付決定通知書(様式第2号)により、適当と認めない  
ものについては茨木市就学前施設PCR検査等費用助成金不交付決定通知書(様式  
第3号)により、当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは助成金を交付する。  
(立入検査)

第7 市長は助成金の執行の適正を期するため、その職員に、事業所に立ち入り、帳  
簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせる  
ことができる。

(帳簿等の整備)

第8 助成金の交付を受けたものは、当該助成対象事業に係る収入及び支出に関する  
帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 助成金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったとき  
は、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第9 助成金の交付を受けたものは、当該助成対象事業の施行に関する書類及び帳簿  
等を、当該助成対象事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなけれ  
ばならない。

(助成の取消し等)

第10 市長は、助成金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれか  
に該当するときは、助成金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を  
返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第11 市長は、助成金の使用について、必要な指示をすることができる。

(その他)

第12 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から実施し、令和3年5月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から実施し、令和4年1月14日から適用する。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
法人名  
事業所名  
代表者名

⑩

茨木市就学前施設PCR検査等費用助成金交付申請書兼請求書

茨木市就学前施設PCR検査等費用助成金を次のとおり申請します。また、助成金の交付決定があったときは、当該助成金を請求します。

1 事業所名 \_\_\_\_\_

2 交付申請及び請求額 \_\_\_\_\_円

3 添付書類

- (1) 助成対象経費計算書 別紙「助成対象経費計算書」のとおり  
(2) 根拠資料（領収書の写し等） 別添のとおり

4 振込口座

金融機関名		支店名	
科目	1 普通	2 当座	3 貯蓄
口座番号			
ふりがな			
口座名義			

誓約書（□にチェックしてください。）

- 他の補助制度により補助を受けていません。  
 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団ではありません。  
 代表者、役員又は従業者が茨木市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

(別紙)

### 助成対象経費計算書

	区分	受 検 者 氏 名	検査費用等支払額	助成金交付対象額※
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
16			円	円
17			円	円
18			円	円
19			円	円
20			円	円
21			円	円
22			円	円
23			円	円
24			円	円
25			円	円
26			円	円
27			円	円
28			円	円
29			円	円
30			円	円
31			円	円
32			円	円
33			円	円
34			円	円
35			円	円
36			円	円
37			円	円
38			円	円
39			円	円
40			円	円
合 計		従業者数 0人	児童数 0人	円

※ 助成金交付対象額の欄は、検査費用等支払額の欄に記載した額を記載すること。  
ただし、その額が2万円を超えるときは、助成金交付対象額は2万円とすること。

(別紙)

### 助成対象経費計算書

	区分	受 検 者 氏 名	検査費用等支払額	助成金交付対象額※
41			円	円
42			円	円
43			円	円
44			円	円
45			円	円
46			円	円
47			円	円
48			円	円
49			円	円
50			円	円
51			円	円
52			円	円
53			円	円
54			円	円
55			円	円
56			円	円
57			円	円
58			円	円
59			円	円
60			円	円
61			円	円
62			円	円
63			円	円
64			円	円
65			円	円
66			円	円
67			円	円
68			円	円
69			円	円
70			円	円
71			円	円
72			円	円
73			円	円
74			円	円
75			円	円
76			円	円
77			円	円
78			円	円
79			円	円
80			円	円
合 計		従業者数 0人	児童数 0人	円
			総 合 計	円

※ 助成金交付対象額の欄は、検査費用等支払額の欄に記載した額を記載すること。  
ただし、その額が2万円を超えるときは、助成金交付対象額は2万円とすること。

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
法人名  
事業所名  
代表者名

様

茨木市就学前施設PCR検査等費用助成金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市就学前施設PCR検査等費用助成金交付申請を審査の結果、下記のとおり決定します。

1 助成金交付決定額 円

2 振込予定日 年 月 日

年 月 日

茨木市長





様式第3号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
法人名  
事業所名  
代表者名

様

茨木市就学前施設PCR検査等費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市就学前施設PCR検査等費用助成金交付申請を審査の結果、次の理由により不交付とすることを決定しましたので、茨木市就学前施設PCR検査等費用助成金交付要綱第6の規定により通知します。

不交付の理由

年 月 日

茨木市長

